

自動車・水素産業振興課	企画係
-------------	-----

第七条第二項第七号の表観光光局の部観光政策課の項中「観光地域づくり係」を「観光産業係」に改め、同部観光振興課の項中「観光産業係」を「観光地域づくり係」に改め、同条第二項第八号の表農林水産政策課の項中「予算第一係 予算第二係 予算第三係 企画係」を「予算・重点第一係 予算・重点第二係 予算・重点第三係 企画広報係」に改め、同条第二項第九号の表県土整備総務課の項中「予算第一係 予算第二係 予算第三係」を「予算・重点第一係 予算・重点第二係 予算・重点第三係」に改め、同表企画課の項中「企画係」を「企画広報係」に改め、同条第二項第十号の表建築都市総務課の項中「予算第一係 予算第二係」を「予算・重点第一係 予算・重点第二係」に改める。

第七条の二第一項の表新産業振興課の項を削り、同条第二項の表デジタル戦略推進室の項中「地域デジタル化推進係」を「市町村デジタル化推進係」に改め、同項の次に次のように加える。

ワンヘルス総合推進室	ワンヘルス推進係 研究等拠点整備係
------------	-------------------

第八条第五項中「防災危機管理局」の下に、「市町村振興局」を加え、同条第十二項中「第七条第二項」を「第七条各項」に改め、「各課」の下に「又は各室」を、「認める課」の下に「又は室」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第十四項中「広域地域振興課に地域企画監を、同部」を削り、同条第十六項中「防災危機管理専門監を」の下に、「企画・地域振興部市町村振興局政策支援課に地域政策監を」を加える。

第二十条の二の二第二号ハ中「広報担当監会議」を「広報広聴会議」に改める。
 第二十条の四第一項第九号中「重要事業」の下に「(以下「重要施策等」という。）」を加え、同項中第二十二号を第二十四号とし、第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「事務の総括に関する事」を「こと(第十五号及び前号に掲げる事務を除く。）」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 企画・地域振興部に係る重要施策等の総括に関する事。
 第二十条の四第一項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 企画・地域振興部に係る広報に関する事務の総括に関する事。
 第二十条の四第二項中「前項第十五号、第十八号、第二十一号及び第二十二号」を「前項第十六号、第二十号、第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第三項中「企画予算係」を「予算・重点係」に、「第一項第十六号、第十七号及び第十九号」を「第一項第十七号から第十九号まで及び第二十一号」に改める。

第二十条の四の三第二号に次のように加える。
 イ エネルギー施策の推進に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十条の五から第二十条の七までを次のように改める。

第二十条の五から第二十条の七まで 削除

第二十条の九第二号中「地域デジタル化推進係」を「市町村デジタル化推進係」に改め、同号イ中「地域」を「市町村及び地域」に改める。

第二十条の十第二号中「工業統計調査」を削る。

第二十条の十二から第二十条の十八までを次のように改める。

第二十条の十二から第二十条の十六まで 削除

(市町村振興局政策支援課の所掌事務)

第二十条の十七 第七条第二項に規定する企画・地域振興部市町村振興局政策支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定に基づく離島振興計画に関する事。
- 二 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三百三十四号)の施行に関する事。
- 三 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)の施行に関する事。
- 四 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- 五 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- 六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- 七 市町村振興に係る政策の立案及び推進の支援に関する総合企画、調査及び調整に

関すること。

八 市町村振興に係る政策の立案及び推進の支援に関する事務のうち、他課に属しないこと。

九 県の地域計画と市町村の開発計画との連絡調整に関すること。

十 福岡県地域総合整備資金の貸付けに関する事務のうち、他課に属しないこと。

十一 石油貯蔵施設及び発電用施設の立地対策に関すること。

十二 ほた山災害防止事業に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十三 鉱害対策に関する事務の総合調整に関すること。

十四 休廃止鉱山鉱害防止事業に関すること。

十五 石炭鉱放置坑口閉そく事業に関すること。

十六 庶務に関すること。

十七 財務会計に関すること。

2 市町村振興局政策支援課総括係の所掌事務は、前項第五号、第十号、第十六号及び第十七号に掲げる事務とする。

3 市町村振興局政策支援課特定制度係の所掌事務は、第一項第二号から第四号まで、第六号及び第十一号から第十五号までに掲げる事務とする。

(市町村振興局行政支援課の所掌事務)

第二十条の十八 第七条第二項に規定する企画・地域振興部市町村振興局行政支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 調整係

イ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定に基づく自衛官の募集に関すること。

ロ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）の施行に関すること。

ハ 市町村振興協会に関すること。

ニ 庶務に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

二 行政係

イ 地方自治法に規定する市町村、市町村の組合及び財産区に係る処分等に関する

こと。

ロ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の施行に関すること。

ハ 市町村に係る地方公務員法に関すること。

ニ 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の施行に関すること。

ホ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の施行に関すること。

ヘ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ト 市町村合併の支援に関すること。

チ 市町村、市町村の組合及び財産区に関する助言、勧告等（財政運営等に関するものを除く。）に関すること。

三 財政係

イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の規定に基づく市町村の地方交付税に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関する事務のうち、市町村（公営企業の経営健全化を除く。）に係るものに関すること。

ニ 市町村、市町村の組合及び財産区の財政運営に関する助言、勧告等に関すること。

四 理財係

イ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）その他の法律の規定に基づく市町村及び市町村の組合の地方債に関すること。

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）の施行に関する事務のうち、辺地整備計画に関すること。

ハ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関する事務のうち、土地開発公社（県の出資に係るものを除く。）に関すること。

ニ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する事務のうち、市町村の公営企業の経営健全化に関すること。

ホ 地方開発公社の監督に関すること。

ヘ 市町村又は市町村の組合の行う公営企業の経営に関する勧告等に関すること。

ト 市町村振興基金に関すること。

チ 地域総合整備資金の貸付けのうち市町村の貸付けに関すること。

リ 市町村の公営企業型地方独立行政法人に関すること。

五 税政係

イ 地方交付税法の規定に基づく市町村の地方交付税に関する事務のうち、収入に係るものに関すること。

ロ 地方税法の規定に基づく市町村の税に関すること。

ハ 地方揮発油譲与税法の規定に基づく市町村に対する地方揮発油譲与税に関すること。

ニ 国有資産等所在市町村交付金法の規定に基づく国有資産等所在市町村交付金に関すること。

ホ 特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）の規定に基づく市町村に対する特別とん譲与税に関すること。

ヘ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）の規定に基づく国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

ト 自動車重量譲与税法の規定に基づく市町村に対する自動車重量譲与税に関すること。

チ 航空機燃料譲与税法の規定に基づく市町村に対する航空機燃料譲与税に関すること。

リ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に基づく市町村に対する森林環境譲与税に関すること。

六 選挙係

イ 地方自治法その他の法律に規定する国又は地方公共団体の選挙に係るある事務に関すること。

ロ 福岡県選挙管理委員会との連絡に関すること。

第二十一条第一項中第十号を削り、第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 人づくり・県民生活部に係る重要施策等の総括に関すること。

第二十一条第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 人づくり・県民生活部に係る総合企画、調査及び調整に関すること（次号及び第十二号に掲げる事務を除く。）。

九 人づくり・県民生活部に係る広報に関する事務の総括に関すること。

第二十一条第二項中「前項第八号、第十一号、第十三号及び第十四号」を「前項第十号、第十三号、第十五号及び第十六号」に改め、同条第三項中「予算係」を「予算・重点係」に、「第一項第九号及び第十二号」を「第一項第十一号、第十二号及び第十四号」に改める。

第三十条の三第一項第五号中「こと」の下に「（第八号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項第七号中「（次号に掲げる事務を除く。）」を削り、同項第八号を次のように改める。

八 ツール・ド・九州に関すること。

第三十条の四中「スポーツ振興課の」の下に「各係ごとの」を加え、同条第一号ハ中「県民体育大会」を「県民スポーツ大会」に改める。

第三十一条第二号中「予算係」を「予算・重点係」に改め、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 保健医療介護部に係る重要施策等の総括に関すること。

第三十一条第三号中「企画係」を「企画広報係」に改め、イ及びロを削り、ハをイとし、ニからチまでをロからヘまでとし、ヘの次に次のように加える。

ト 統計法の規定に基づく基幹統計のうち、人口動態調査、医療施設調査、患者調査及び国民生活基礎調査に関すること。

チ 保健医療介護行政の総合企画、調査及び調整に関すること（前号ロ及び第三号リに掲げる事務を除く。）。

第三十一条第三号中ヌをルとし、リをヌとし、ヌの前に次のように加える。

リ 保健医療介護部に係る広報に関する事務の総括に関すること。

第三十一条の二中「ワンヘルス総合推進室の」の下に「各係ごとの」を加え、第一号

及び第二号を次のように改める。

一 ワンヘルス推進係

イ 福岡県ワンヘルス推進基本条例（令和三年福岡県条例第一号）の施行に関する
こと。

ロ 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集
及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

二 研究等拠点整備係

イ 保健環境研究所に係る試験研究その他の事業の連絡調整に関する事務のうち、
保健医療介護部の分掌事務に係るものに関する事。

第三十一条の二第三号を削る。

第三十一条の二の二第一号ロを削り、同号ハ中「事務のうち、試験及び免許に関する
こと」を「こと」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の施行に関する事務のうち
、費用（特定健康診査等に要するものに限る。）の負担に関する事。

第三十一条の二の二第一号中へを削り、ホをへとし、ニをホとし、ホの前に次のよう
に加える。

ニ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の施行に関する事務のうち、受動喫煙
防止に関する事。

第三十一条の二の二第一号トを次のように改める。

ト 地域保健に関する思想の普及向上に関する事。

第三十一条の二の二第二号イ中「栄養士法」の下に「（昭和二十二年法律第二百四十
五号）」を加え、「（試験及び免許に関することを除く。）」を削り、同号中ロを削り
、ハをロとし、同号ニ中「（平成十四年法律第百三十三号）」を削り、同号ニを同号ハとし
、同号中ホをニとし、ヘをホとし、トを削る。

第三十一条の三第三号中ヲをワとし、リからルまでをヌからラまでとし、チの次に次
のように加える。

リ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の施行に関する事。

第三十一条の四の二第四号中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的
発展の支援に関する特別措置法」に改める。

第三十一条の六第一号イ中「（昭和三十三年法律第九十二号）」を削る。

第三十一条の七の四第一項第三号中「第七号」を「第八号」に改め、同項第六号中「
こと」の下に「（次号及び第十一号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項第十四号
を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、
同号の次に次の一号を加える。

十一 福祉労働部に係る重要施策等の総括に関する事。

第三十一条の七の四第一項第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次
に次のように加える。

七 福祉労働部に係る広報に関する事務の総括に関する事。

第三十一条の七の四第二項中「前項第八号、第十号及び第十二号から第十四号」を「
前項第九号、第十二号及び第十四号から第十六号」に改め、同条第三項中「予算係」を
「予算・重点係」に、「第一項第九号及び第十一号」を「第一項第十号、第十一号及び
第十三号」に改め、同条第五項中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改める。

第三十一条の七の六第二号ニを削る。

第三十一条の七の七第二号に次のように加える。

ト 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一
号）の施行に関する事。

第三十一条の七の十一第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える

ハ 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行に関する事。

第三十一条の九の二第一号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号に
イとして次のように加える。

イ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）
の施行に関する事。

第三十三条第三号中「（商工部新産業振興課自動車産業振興室に係るもの（公印の管
守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事
を除く。）を含む。）」を削り、同条第四号中「（商工部新産業振興課自動車産業振興
室に係るものを含む。）」を削り、同条第七号を削り、同条に次の一項を加える。

2 新産業振興課管理係の所掌事務は、前項第三号から第六号までに掲げる事務とする

第三十三条の二を次のように改める。

(自動車・水素産業振興課の所掌事務)

第三十三条の二 第七条第二項に規定する商工部自動車・水素産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 自動車産業及びその関連産業の振興に関すること(次号に掲げる事務を除く。)

二 自動車産業及びその関連産業の振興に関する事務のうち、電動化等次世代自動車産業の振興に関すること。

三 水素産業及びその関連産業の振興に関すること。

四 庶務に関すること。

五 財務会計に関すること。

六 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センターに関すること。

2 自動車・水素産業振興課企画係の所掌事務は、前項第一号及び第四号から第六号までに掲げる事務とする。

第三十六条第二号中「観光地域づくり係」を「観光産業係」に改め、同号イ中「観光地域の魅力向上」を「観光産業の振興」に改める。

第三十六条の二第三号中「観光産業係」を「観光地域づくり係」に改め、同号イ中「観光産業の振興」を「観光地域の魅力向上」に改める。

第三十七条第二号中「予算第一係」を「予算・重点第一係」に改め、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 農林水産部に係る重要施策等の総括に関すること。

ニ 農林水産部の農林水産政策課、輸出促進課、福岡の食販売促進課、園芸振興課及び水田農業振興課に係る重要施策等に関すること。

第三十七条第三号中「予算第二係」を「予算・重点第二係」に改め、同号に次のように加える。

ロ 農林水産部の農山漁村振興課、食の安全・地産地消課、団体指導課、畜産課及び農村森林整備課に係る重要施策等に関すること。

第三十七条第四号中「予算第三係」を「予算・重点第三係」に改め、同号に次のよう

に加える。

ロ 農林水産部の経営技術支援課、林業振興課、漁業管理課及び水産振興課に係る重要施策等に関すること。

第三十七条第五号中「企画係」を「企画広報係」に改め、同号イ中「こと」の下に「(第二号ハ及びニ、第三号ロ、前号ロ並びに第五号ロに掲げる事務を除く。)」を加え、同号中ニをホとし、ハをコとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農林水産部に係る広報に関する事務の総括に関すること。

第四十三条の四第三号中チをリとし、トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)の施行に関すること。

第四十三条の五第四号イ中「、農山漁村活性化整備事業」を削り、同号ハ中「、農業基盤整備促進事業」を削る。

第五十条第二号中「予算第一係」を「予算・重点第一係」に改め、同号に次のように加える。

ハ 県土整備部に係る重要施策等の総括に関すること。

ニ 県土整備部に係る重要施策等に関する事務のうち、他係に属しないこと。

第五十条第三号中「予算第二係」を「予算・重点第二係」に改め、同号に次のように加える。

ロ 県土整備部の企画課、用地課、道路維持課及び道路建設課に係る重要施策等に関すること。

第五十条第四号中「予算第三係」を「予算・重点第三係」に改め、同号に次のように加える。

ロ 県土整備部の河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課及び水資源対策課に係る重要施策等に関すること。

第五十条の二第二号中「企画係」を「企画広報係」に改め、同号イ中「こと」の下に「(前条第二号ハ及びニ、第三号ロ並びに第四号ロ並びに第五十条の二第二号ロに掲げる事務を除く。)」を加え、同号中ハをコとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 県土整備部に係る広報に関する事務の総括に関すること。

口 相談支援係

(1) 第一項第二号口に規定する事務

(2) 第一項第四号に規定する事務

第百一条第五項を同条第四項とする。

第百二条第二項の表医療型障害児入所施設の項中

「庶務課」 「経営管理課」

を 「地域連携課」 に改める。

第百三条中「副園長」の下に「事務長」を加える。

第百四条第二号イ中「庶務課」を「経営管理課」に改め、(1)を(2)とし、同号イに(1)として次のように加える。

(1) 園運営に係る企画調整に関すること。

第百四条第二号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 地域連携課

(1) 地域の医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関等との連絡調整及び園の利用に関すること。

第百六十二条第一項の表福岡県朝倉農林事務所の項中

「治山第二係」 「治山第二係」

を 「治山第三係」 「林道係」 に改める。

第百六十四条第一項第一号ハ(3)中(ナ)を(ニ)とし、(セ)から(ト)までを(ソ)から(ナ)までとし、(ス)の次に次のように加える。

(セ) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に関すること。

第百六十四条第二項第一号チ(1)(ア)中「朝倉市のうち所長の指定する」を「久留米市、小郡市、うきは市、朝倉郡及び三井郡の」に改め、同号チ(2)(ア)中「うち所長の指定する」を削り、同号チ中(3)を削り、(4)を(3)とする。

第百六十五条第一項の表福岡県農林業総合試験場の項中

「知的財産活用課」 「知的財産活用課」

を 「生産環境部」 「病害虫部」 に、「流通・加工部」を「流通技術部」に改める。

第百六十七条第一項中「第四号口」を「第三号口」に改め、同項第二号口中(3)を削り

、(4)を(3)とし、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号に次のように加える。

二 土壤機能増進の試験研究に関すること。

ホ 土壤環境保全の試験研究に関すること。

ヘ 農業用水及び残留農薬の試験研究に関すること。

ト 農業に関する土壌、肥料等分析に関すること。

チ 畜産の環境保全の試験研究に関すること。

第百六十七条第一項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中口を削り、ハをロとし、ニからハまでをハからホまでとし、同号を同項第七号とし、同項第九号ハ中「流通・加工部」を「流通技術部」に改め、(1)を削り、(2)を(1)とし、同号を同項第八号とする。

第百三十一条第一項の表福岡県久留米県土整備事務所の項中

「スマートIC対策室」 「スマートIC対策室」

を 「災害事業第一係」 に改め、同表福岡県朝倉県土整備事務所の項中

「災害事業室」 「災害事業第二係」

を 「災害事業第一係」 「建築指導課」 に改める。

務所の項中

「災害河川第三課」

「河川第一係」 「河川第二係」

を 「災害河川第三課」 「災害砂防課」 に改める。

「災害砂防第一係」 「砂防第一係」

「砂防第二係」 「砂防第二係」

第百六十条の二の二第一項中「保健福祉環境事務所等」の下に「児童相談所」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の七の十一の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

(福岡県流域下水道事業財務規則の一部改正)

2 福岡県流域下水道事業財務規則(令和二年福岡県規則第三十六号)の一部を次のよ

うに改正する。
第三条第二項の表財務担当課の項中「予算第一係長」を「予算・重点第一係長」に改める。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第七号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の六第一号ハ中「又は指定受託機関」を削り、同条第五号ヲ及びワ中「店舗その他の事業所」を「事務所、事業所その他その事業を行う場所」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同号カ中「第六十六条第三項」を「第六十六条第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同号カを同号ヨとし、同号ワの次に次のように加える。

カ 法第六十六条第三項の規定に基づき、所属職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し帳簿、書類その他の物件を検査させること（同条第六項において準用する場合を含む。）。

第十九条の六第五号に次のように加える。

タ 法第六十六条の二の規定に基づき、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること。

第二十条第四項第十二号イからフまで以外の部分を次のように改める。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）を「施行規則」という。

第二十条第四項第十二号に次のように加える。

コ 施行規則第二条第六項の規定に基づき、登録証の再交付をすること。
キ 施行規則第十五条第九項の規定に基づき、許可証の返納を受けること。
ク 施行規則第十項第一号イ中「第二十五条」を「第八条」に改め、同条中第十二項第六号及び第十五項第七号カを削る。
コ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
イ 法第三条第一項の規定に基づき、畜舎建築利用計画の認定の申請書を受領すること（本庁に進達）。
ロ 法第四条第一項の規定に基づき、畜舎建築利用計画の変更の認定の申請書を受領すること（本庁に進達）。
ハ 法第四条第二項の規定に基づき、畜舎建築利用計画の軽微な変更の届出書を受領すること（本庁に進達）。
ニ 法第六条第一項の規定に基づき、工事了りの届出書を受領すること（本庁に進達）。
ホ 法第六条第二項ただし書の規定に基づき、仮使用の認定の申請書を受領すること（本庁に進達）。
ヘ 法第九条第二項の規定に基づき、認定計画実施者の相続の届出書を受領すること（本庁に進達）。
ト 法第十条第一項から第三項までの規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継の認可の申請書を受領すること（本庁に進達）。
チ 法第十一条第一項の規定に基づき、認定計画実施者である法人の解散の届出書を受領すること（本庁に進達）。
リ 法第十三条第一項の規定に基づき、認定畜舎等の利用の状況の報告書を受領す

ること（本庁に進達）。

又 法第十三条第二項の規定に基づき、認定畜舎等の滅失の届出書を受領すること（本庁に進達）。

ル 法第十四条第一項の規定に基づき、認定計画実施者等に対し、認定畜舎等の利用の状況等について報告を求めること。

ヲ 法第十四条第二項の規定に基づき、認定計画実施者等に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。

ワ 法第十四条第三項の規定に基づき、所属職員に、認定畜舎等又は認定畜舎等の敷地等に立ち入り、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地等を検査若しくは試験させ、又は認定計画実施者等に質問させること。

第七十条第三項第一号中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に改め、同号ナ中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に改め、同号ヨ中「指定をし」の下に、「防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限し」を加え、同条第十項第九号中口を削り、ハを口とし、ニからレまでをハからタまでとし、同号ソ中「第十一条及び」を削り、同号ソを同号レとする。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十九条の六第五号の改正規定は、令和四年六月一日から施行する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第八号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表第九号の二の二を削り、同表第九号の六の二の次に次のように加える。

9の6の3 政策 監	地域 上司の命を受け、企画・地域振興部市町村振興局政策支援課の事務のうち市町村振興に係る政策の立案及び推進の支援に関するものを掌理する。
別表の二 出先機関の表第十一号の二の次に次のように加える。	

11の2の2 事務 長	上司の命を受け、当該出先機関の経営管理及び地域連携に関する事務を掌理する。
-------------------	---------------------------------------

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

福岡自治研修センター条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第九号

福岡自治研修センター条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡自治研修センター条例（令和四年福岡県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書及び添付書類）

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

（休館日）

第三条 福岡自治研修センター（以下「センター」という。）の休館日は、十二月二十九日から翌年一月三日までの日とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に休館し、又は開館することができる。

(開館時間)

第四条 センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間を変更することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、開館時間を変更することができる。

(割増利用料金)

第五条 条例別表備考二の規則で定める額は、千円以上の額で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた額とする。

(超過利用料金)

第六条 条例別表備考三の規則で定める額は、次のとおりとする。

一 超過時間が正午から午後五時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午後一時から午後五時までの額の一時間当たりの額

二 超過時間が午後六時から午後九時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午後六時から午後九時までの額の一時間当たりの額

2 前項の場合において、超過時間が一時間未満であるときは一時間とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として計算する。

(附属設備等利用料金)

第七条 条例別表備考四の規則で定める額（以下「附属設備等利用料金」という。）は、別表のとおりとする。

(利用料金の徴収時期)

第八条 利用料金の徴収時期は、センターの利用の許可をするときとする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用する場合又は指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、附属設備等利用料金は、センターを利用するときに徴収する。

3 第一項の規定にかかわらず、第六条第一項各号に定める額のうち利用後に徴収することが適当と認められるものについては、利用後に徴収する。

(利用料金の減免)

第九条 条例第六条第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 福岡県若しくは福岡県自治振興組合又は県内市町村が、職員の研修のために利用する場合 利用料金の全額

二 指定管理者が、センターの設置目的を達成する事業を行うために利用する場合 利用料金の全額

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額

(利用料金の還付)

第十条 条例第六条第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

一 利用者の責めに帰することができない理由でセンターを利用できなくなった場合 利用料金の全額又は一部の額

二 利用者が、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が別に定める日までに取消しを申し出た場合 指定管理者が別に定める額

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額

(利用料金の端数計算)

第十一条 センターを利用する場合において、条例別表備考二又は別表備考二の規定に基づき決定された額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(補則)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第七条関係）

品名	単位	金額
音響装置	一式（二回）	一、一四〇円
スクリーン（可動式）	一式（二回）	六一〇円
プロジェクター（可動式）	一式（二回）	九五〇円
ホワイトボード（可動式）	一式（二回）	一一〇円

備考

- 一 この表の額は、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時までをそれぞれ一回として算定するものとする。
- 二 利用時間を超えて利用するときの額は、一時間ごとにこの表に掲げる額の二十五パーセントに相当する額とする。
- 三 音響装置を使用できる研修室は、大研修室、中研修室A、中研修室B、研修室二〇、研修室二五、研修室二六、研修室三〇及び研修室三五とする。

別記様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

福岡自治研修センター条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話 ファックス

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十号

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県市町村振興基金条例施行規則（昭和四十五年福岡県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号その一から様式第十五号その三までの様式中「企画・地域振興部市町村振興行政支援課」を「企画・地域振興部市町村振興行政支援課」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十一号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

規則

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

フリガナ	フリガナ	性別	男・女
氏名	氏名	を	
に改める。			

様式第二号中

氏名	氏名
生年月日	生年月日
性別	性別
を	
に改める。	

様式第四号中

フリガナ	フリガナ	性別	男・女
氏名	氏名	を	
に改める。			

様式第九号中

フリガナ	フリガナ	性別	男・女
氏名	氏名	を	
に改める。			

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十二号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則（昭和二十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十一第一項中「第七条の三十六第一項第一号」を「第七条の三十六第一号」に改め、同条第二項中「第七条の三十六第一項第二号」を「第七条の三十六第二号」に改める。

様式第一号中

フリガナ		性別	男・女
氏名			
個人番号			

を

に改める。

フリガナ	
氏名	
個人番号	

様式第二号中

氏名	氏名
生年月日	生年月日
性別	

に改める。

様式第四号中

フリガナ	フリガナ	性別	男・女
氏名	氏名		
個人番号	個人番号		

を

に改める。

様式第八号中

フリガナ	フリガナ	性別	男・女
氏名	氏名		

を

に改める。

様式第十五号中「第7条の36第1項第1号」を「第7条の36第1号」に改める。

様式第十六号中「第7条の36第1項第2号」を「第7条の36第2号」に改める。

附則

- (施行期日)
- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
 - (経過措置)
この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十三号

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則(平成二十二年福岡県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「満二十歳」を「成年」に改め、「の前日」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和二十七年福岡県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第8条関係）

業務
実務 従事証明書

年 月 日

殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
（記名押印又は署名）

以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日 年 月 日)
住 所	
販売従事登録年月日 及び登録番号	
薬局、店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で 業務
実務 に従事した期間等

- 次の期間において、全ての月について1か月に合計80時間以上従事した。
- 次の期間において、合計 時間従事した。

年 月 ～ 年 月（ 年 月間）

2 店舗管理者又は区域管理者として業務に従事した期間等

年 月 ～ 年 月（ 年 月間）

3 外部研修の受講

修了年月日	研修実施機関

(裏面)

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書くこと。
- 3 登録販売者について証明する場合は様式中の「実務」の文字を二重線で消し、一般従事者について証明する場合は「業務」の文字を二重線で消すこと。
- 4 「1 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務・実務に従事した期間等」、「2 店舗管理者又は区域管理者として業務に従事した期間等」及び「3 外部研修の受講」については、該当する事項を全て記載すること。
- 5 登録販売者について証明する場合は、「1 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務に従事した期間等」及び「2 店舗管理者又は区域管理者として業務に従事した期間等」について、以下の業務に従事した期間を記載すること。
- ・主に一般用医薬品の販売等の直接の業務
 - ・一般用医薬品の販売時の情報提供業務
 - ・一般用医薬品に関する相談対応業務
 - ・一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務
 - ・一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
 - ・一般用医薬品の陳列や広告に関する業務
- 6 一般従事者について証明する場合は、販売従事登録年月日及び登録番号は空欄とし、「1 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で実務に従事した期間等」について、以下の実務に従事した期間を記載すること。
- ・主に一般用医薬品の販売等を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
 - ・一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
 - ・一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
 - ・一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務
 - ・一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務
 - ・一般用医薬品の陳列や広告に関する実務
- 7 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務に従事した期間」を「業務期間」と読み替える。
- 8 「3 外部研修の受講」については、「登録販売者の資質向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」（平成24年3月26日薬食総発0326第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知別添）に定める研修と同等以上の研修について記載すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十五号

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例（令和四年福岡県条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(アセスメントシート)

第二条 条例第十一条第四項のアセスメントシートは、緊急度アセスメントシート（様式第一号）及び子どもの安全確認チェックリスト（様式第二号）によるものとする。

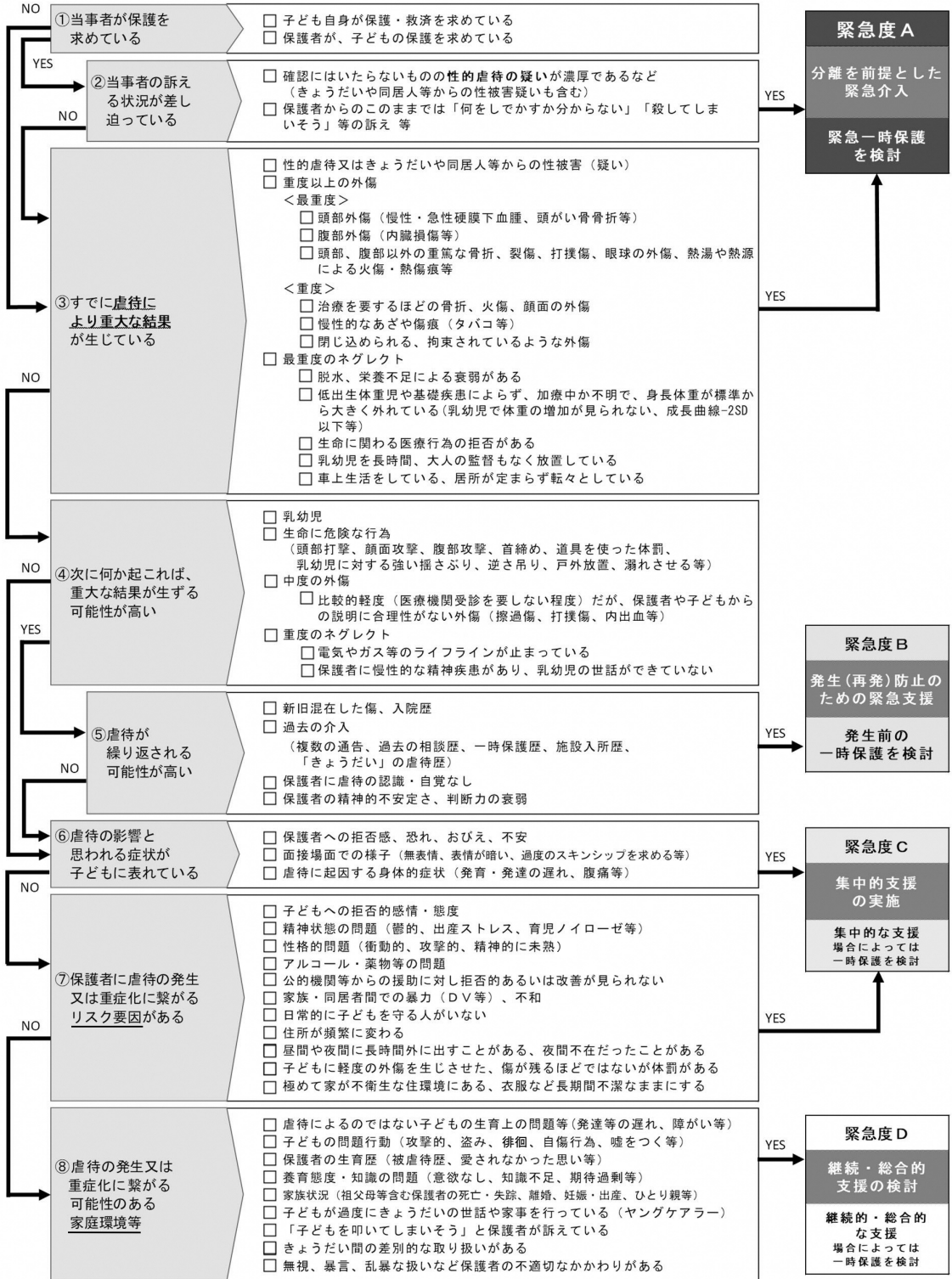
附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____ 性別 _____ (記入年月日 _____)
 生年月日 _____ 年齢 歳 ヶ月 _____ [作成者 _____]



様式第2号 (第2条関係)

子どもの安全確認チェックリスト

Header table with columns: (ふりがな) 児童氏名, 性別, 虐待種別, 生年月日, 記入者, 虐待者

Measurement table 1: 実施日1, 年齢, 性別, 所属, 体重, 身長, 測定日, 着衣

Measurement table 2: 実施日2, 年齢, 性別, 所属, 体重, 身長, 測定日, 着衣

子どもの安全確認において、虐待の状況や生活環境を評価するに当たって、本チェックリストの事項を確認すること。

- 注 本リストはリスク把握の目安として活用し、アセスメントにおいては下記項目以外の情報も含めて判断すること。
○ 各項目の摘要欄について、「該当」、「やや該当」、「非該当」、「不明」のいずれかに○印を記入する。(★印は重要項目)
○ 記入者の評価が保護者の発言と異なる場合は、記入者の評価とともに保護者の発言に△印を記入し、特記事項に理由を記載すること。
○ 3歳未満の児童については、リスクを高めを考える必要がある。
○ 不明項目が多い場合は評価を保留し、調査を実施。なお、調査に応じないための「不明」はハイリスクとして把握。

Category 1: 虐待の状況. Items include ①虐待の継続性・頻度, ②★子どもに対する虐待歴, ③★子どもを未確認, ④★きょうだい児への虐待

Category 2: 子どもの状態・特性. Items include ①身体の状態, ②知的・発達の状態, ③★成長・発育, ④精神的・心理的状态, ⑤対人関係, ⑥問題行動, ⑦★意思・気持ち, ⑧保護者への態度, ⑨★性への高い関心

Category 3: 主たる虐待者. Items include ①身体の状態, ②知的・発達の状態, ③★精神的・心理的状态, ④性格の問題, ⑤★アルコール・薬物等, ⑥被虐待歴等, ⑦子どもへの感情・態度, ⑧虐待者の背景, ⑨★虐待者の様子

Category 4: 養育状況. Items include ①★虐待の自覚, ②養育意欲・能力不足, ③養育知識, ④子どもへのケア

Category 5: 同居者. Items include ①★同調的態度, ②傍観的態度, ③逃避的態度

Category 6: 家庭環境. Items include ①社会的サポート, ②子どもを守る人, ③親族関係, ④夫婦関係, ⑤経済問題, ⑥生活環境

Category 7: 関係性. Items include ①★協力的態度, ②援助効果

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十六号

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改める。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第十五条の三 条例第十七条第三項第十八号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第十五条の四 条例第三十一条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物（条例第三十一条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

附則

（施行期日）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十七号

福岡県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

福岡県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十七号

福岡県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

第三条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築等をする畜舎等の所在地を管轄する農林事務所長を経由しなければならない。

（書類の經由機関）

第四条 省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七條の二十一に規定する指定確認検査機関の審査を受けた適合証（以下「適合証」という。）及び省令別表第一に掲げる図書

二 その他知事が必要と認める図書又は書類

（知事が不要と認める図書）

第五条 省令第六十四条第二項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第一号に掲げる図書を添付する場合にあつては、省令別表第二から第八までの各項に掲げる図書（省令第四十八條第二項の規定が適用される畜舎等に係る場合においては同項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）とする。

（接道の認定）

第六条 省令第四十八條第二項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなけ

ればならない。

一 付近見取図

二 配置図

三 平面図

四 床面積求積図

五 二面以上の立面図又は断面図

六 その敷地を管轄する特定行政庁から、建築基準法第四十三条第二項第二号による

許可を既に受けている場合は、その許可証の写し

七 その他知事が必要と認める図書又は書類

2 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしたときは、様式第二号による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしないときは、様式第三号による通知書により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 法第三条第一項の認定、法第四条第一項の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定又は省令第四十八条第二項の規定による認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(仮使用の認定に係る知事が必要と認める図書及び書類)

第八条 省令第七十六条第一項に規定する知事が必要と認める図書及び書類は、次に掲げるものとする。

- 一 仮使用の認定を受けようとする認定畜舎等又はその部分が建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成二十七年二月国土交通省告示第二百四十七号)第一に定める基準に適合するものであることについての適合証
- 二 その他知事が必要と認める図書又は書類

(利用状況の報告)

第九条 省令第九十一条に規定する知事の定める日は、法第六条第一項の規定による工

事完了届の提出日の属する年度から起算して五年ごとの九月三十日までとする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第十条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、様式第五号による届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号

認定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 設計者の概要

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
(2) 氏名
(3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
(4) 所在地
(5) 連絡先

2 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
(2) 区域、地域、地区又は街区
(3) 道路
①幅員
②敷地と接している部分の長さ
(4) 敷地面積
①敷地面積

②畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条に規定する畜舎等の建蔽率

③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

①建築面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

②建蔽率

(8) 床面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日

(11) 工事完了予定年月日

(12) 備考

3 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

(5) 備考

様式第2号

認定通知書

番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

年 月 日付けで申請のあった認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 4 認定に係る畜舎等の種類

様式第3号

不認定通知書

番 号
年 月 日

殿

福岡県知事

年 月 日付けで申請のあった認定については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号

取下げ届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1 申請の種類

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定による畜舎建築利用計画の認定
- 同法第4条第1項の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定
- 同法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定

2 申請年月日

3 取下げの理由

4 備考

様式第5号

取りやめ届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 取りやめ後の利用計画
- 5 備考

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十八号

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

施行細則の一部を改正する規則

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十七年福岡県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「縦25センチメートル、横25センチメートル」を「縦30センチメートル、横24センチメートル」に改める。

様式第三号中

「申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の

氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）印」を

「申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の

氏名（所在地、名称及び代表者の氏名） に改める。

（記名押印または署名）

様式第四号から様式第七号までの様式中「印」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十九号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「物件の購入に関するものについては未納部分の代金の三十六

・五パーセント以上に相当する金額、その他の契約にあつては別に定めるものを除き契

約金額（建設工事に係る契約にあつては、既済部分に相応する金額を控除した額）の二

・五パーセント以上に相当する金額」を「別に定めるものを除き契約金額（性質上可分

のもので、その一部の履行があつたとき、又はその一部の納付があつたときは、当該契

約金額から既済部分に相当する額又は既納部分に相当する額を控除した額）に政府契約

の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規

定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額以上」に改める。

別表二（子ども療育センター新光園）の項中「庶務課長」を「経営管理課長」に改める。

別表三（市町村支援課）の項中「市町村支援課」を「市町村振興局行政支援課」に改め

、同表警察本部教養課の項中「払込み」の下に「並びに歳計現金（つり銭資金）の出納

及び保管」を加える。

様式第三百一十一号その二及び第三百一十二号その二中「730パーセント」を「パー

セント」に改め、「通知があつたときは、」の次に「同様に」を加え、同様式の備考に次

のように加える。

5 滞滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払

遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づ

き財務大臣が決定する率を記入すること。

様式第三百一十一号その三及び第三百一十二号その三中「25パーセント」を「パーセン

ト」に、「この契約」を、「両方にこの契約」に改め、同様式の備考に次のように加

える。

4 滞滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払

遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づ

き財務大臣が決定する率を記入すること。

様式第三百一十一号その四及び第三百一十二号その四中「730パーセント」を「パー

セント」に改め、「通知があつたときは、」の次に「同様に」を加え、同様式の備考に

次のように加える。

